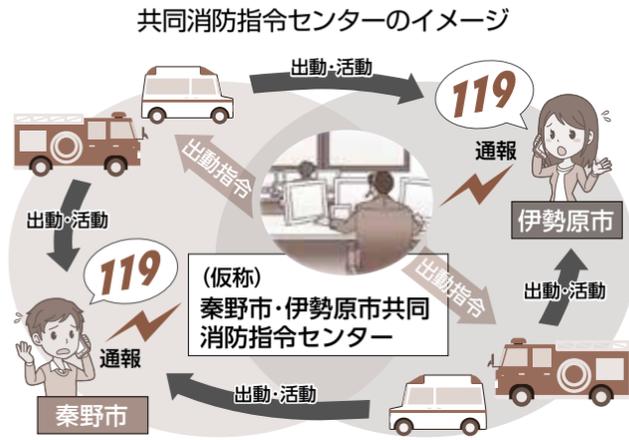


秦野市・伊勢原市消防通信指令 事務協議会を設置

本市と秦野市は、消防通信指令業務の共同運用の実現に向けて合意書を締結し、両市議会の議決を経て、10月6日に「秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会」を設置しました。

共同で消防指令センターを設置し、両市内における災害通報の受信や出動指令、情報伝達などの業務を1カ所で行うものです。これにより、互いにスムーズな応援・受援体制がとれるほか、施設の整備や維持管理の費用を抑える効果も期待されます。



農業委員・農地利用最適化推進 委員を募集

改選に伴い、各委員を募集します。詳しくは市役所2階の各担当や市役所窓口センターで配布する募集案内をご確認ください。

応募資格 市内在住の人で、農業に関する識見を有する人
応募方法 申込書に記入し、郵送か直接担当にご提出ください
締め切り 12月4日(金)※消印有効
農業者振興課 ☎94-4648
農業委員会事務局 ☎74-5293

農業委員

農地の権利移動や転用などの許認可、農地利用最適化の推進に係る業務を行います。

募集人数 10人
任期 3年(令和3年4月1日～6年3月31日)

農地利用最適化推進委員

担当地区で農地利用最適化に向けた推進活動を行います。

募集人数 12人
任期 委嘱日～令和6年3月31日

11月の主な月間・週間・運動

児童虐待防止推進月間

11/18(いちはやく) 知らせて守ることも未来へ

全ての子どもは適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることを保障される権利があります。虐待は、社会全体で防止しなければなりません。

子ども・若者育成支援強調月間

子ども・若者を取り巻く問題は年々、多様化・複雑化しています。こうした問題を解決するため、青少年に関する団体や市民の皆さんが協力して、子ども・若者を孤立させずに地域で支えていく社会を築きましょう。

子ども・若者育成支援強調月間

いじめや不登校、ニートなど、子どもと若者を取り巻く問題は年々、多様化・複雑化しています。こうした問題を解決するため、青少年に関する団体や市民の皆さんが協力して、子ども・若者を孤立させずに地域で支えていく社会を築きましょう。

子ども家庭相談課

※緊急時は110番通報を
子ども家庭相談課
月～金曜日の午前8時30分～午後5時(祝日、年末年始を除く)
☎73-6888

県平塚児童相談所

月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)
☎73-6888

児童相談所虐待対応ダイヤル

☎189(地域の児童相談所につながります)

虐待相談かながわ

☎90-2260
月・水曜日の午前10時～午後

11/12～25 女性に対する暴力をなくす運動期間

女性に対する暴力をなくす運動期間



女性に対する暴力をなくすためのシンボルマーク

ストップ！DV

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、配偶者や恋人など親密なパートナーから受ける暴力です。

子ども・若者育成支援強調月間

子どもと若者を取り巻く問題は年々、多様化・複雑化しています。こうした問題を解決するため、青少年に関する団体や市民の皆さんが協力して、子ども・若者を孤立させずに地域で支えていく社会を築きましょう。

青少年相談

非行の問題や交友関係などについて、専門のスタッフが相談を受けます。
保護者用 ☎94-1030
青少年用(ヤングテレホン) ☎96-0800

メール相談

☎96-0800
月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

デートDVかも

デートDVは、交際相手からの暴力のことです。体に傷

一人でも悩まず、相談を

市では専門の女性相談員が相談を受けています。自分だけで問題を抱え込まずに、まずはご相談ください。

相談窓口

※緊急時は110番通報を
市DV相談専用電話 ☎91-9237
月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)
警察総合相談室 ☎045-664-9110
または#9110

DV相談+プラス

☎0120-279-889
24時間対応
チャット(下のQRコードから)

DV相談ナビ

☎8008(最寄りの相談機関につながります)
24時間対応

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

人権擁護委員や法務局職員が電話相談を受けます。
☎0570-070-810
とき 11月12日(木)～18日(水)の午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午前10時～午後5時)

個人権・広聴相談課

☎94-4716

11/25～12/1 犯罪被害者週間

小さな勇気 きつとだれかの大きな支え

殺人、傷害、性犯罪などの被害に遭った人やその家族は体や心を傷つけられ、財産を奪われるなどといった深刻な問題に直面しています。またうわさや中傷によって孤立したり、さらに傷つけられたりするなど二次的な被害を受けることもあります。

犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョッとちゃん」

犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョッとちゃん」

個人権・広聴相談課

☎94-4716

かながわ犯罪被害者サポートステーション

県や警察、NPO法人が連携し、法律相談、カウンセリ

個人権・広聴相談課

☎94-4716

個人権・広聴相談課

☎94-4716

個人権・広聴相談課

☎94-4716